

關係通知資料

(1) 省令・告示

(2) 通知

(3) 実施要綱

(4) 措置費關係

○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の二及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第九条の十一の規定に基づき、里親の認定等に関する省令を次のように定める。

平成十四年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

里親の認定等に関する省令（案）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 養育里親（第三条―第十二条）
- 第三章 親族里親（第十三条―第十五条）
- 第四章 短期里親（第十六条・第十七条）
- 第五章 専門里親（第十八条―第二十条）
- 附則

第一章 総則

(この省令の趣旨)

第一条 児童福祉法(以下「法」という。)第二十七条第一項第三号に規定する里親の認定等については、この省令の定めるところによる。

(里親の種類)

第二条 里親の種類は、養育里親、親族里親、短期里親及び専門里親とする。

第二章 養育里親

(定義)

第三条 養育里親は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育する里親とする。

(要件)

第四条 養育里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 心身ともに健全であること。

二 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
三 経済的に困窮していないこと。

四 子の養育に関し虐待等の問題がないと認められること。

五 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

（希望者の申請）

第五条 法第二十七条第一項第三号の規定により養育里親の認定を受けようとする者（以下「養育里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 養育里親希望者の住所、氏名、年齢、性別及び職業
- 二 養育里親希望者の同居の家族の氏名、年齢、性別及び職業
- 三 養育里親希望者及びその同居の家族の健康状態

四 養育里親になることを希望する理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 養育里親希望者及びその同居の家族の履歴書

二 養育里親希望者の居住する家屋の平面図

(認定)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が適当であるかどうかを調査して、速やかに、法第二十七条第一項第三号の認定をし、又はしないことの決定を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者に通知しなければならない。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、養育里親が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該認定を取り消すことができる。

- 一 第四条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）の養育に関し、里親の養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第 号）の規定に違反したとき。
- 四 不正な手段により認定を受けたとき。
- 五 委託児童の養育に関する都道府県知事の指導に従わないとき。
- 六 養育里親から認定の取消しの申請があつたとき。

（登録）

第八条 法第二十七条第一項第三号の規定による養育里親に対する児童の委託は、養育里親のうち、その居住地の都道府県知事の登録を受けたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録の申請があつたときは、次に掲げる事項を養育里親名簿に登録しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 住所、氏名、性別及び生年月日

三 第六条第一項の認定を行った年月日

(登録の更新)

第九条 前条の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までに登録の更新が行われなるときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了の日後も登録の更新がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の消除)

第十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、養育里親の登録を消除しなければならない

い。

- 一 前条第一項に規定する有効期間が満了したとき。
- 二 第七条の規定により認定が取り消されたとき。
- 三 養育里親から登録の消除の申請があつたとき。

(登録事項の修正)

第十一条 都道府県知事は、第八条第一項の登録を受けている養育里親について、第七条の規定により認定を取り消した場合又は前条の規定により登録を消除した場合は、養育里親名簿に次に掲げる事項を附記するものとする。

- 一 認定を取り消した場合にあつては、その旨並びにその理由及び処分年月日
- 二 登録を消除した場合にあつては、その旨並びにその理由及び処分年月日

(都道府県知事への届出)

第十二条 養育里親は、登録を受けた事項について変更が生じたとき、又は委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

2 養育里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となつたと

きは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 親族里親

(定義)

第十三条 親族里親は、次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親とする。

一 当該親族里親の三親等内の親族であること。

二 両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより当該児童を養育できないこと。

(親族里親に対する児童の委託)

第十四条 法第二十七条第一項第三号の規定による親族里親に対する児童の委託は、次条において準用する

第六条第一項の認定を受けた者について行う。

(準用)

第十五条 第四条（第三号を除く。）から第七条まで及び第十二条の規定は、親族里親について準用する。
この場合において、第五条中「養育里親希望者」という。）は「とあるのは「親族里親希望者」という。

）は、児童相談所長の許可を得て」と、第六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第五条第一項」と、第七条中「該当するとき」とあるのは「該当するとき又は当該親族里親に対する児童の委託を解除したとき」と、同条第一号中「第四条各号」とあるのは「第十五条において準用する第四条第一号、第二号、第四号及び第五号」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十五条において準用する第十二条」と、第十二条第一項中「登録を受けた事項について変更が生じたとき、又は委託児童について事故が発生したときは」とあるのは「委託児童について事故が発生したときは」と読み替えるものとする。

第四章 短期里親

(定義)

第十六条 短期里親は、一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親とする。

(準用)

第十七条 第四条から第十二条までの規定は、短期里親について準用する。この場合において、第六条中「前条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第五条第一項」と、第七条第一号中「第四条各号」

とあるのは「第十七条において準用する第四条各号」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十七条において準用する第十二条」と、第八条第二項中「養育里親名簿」とあるのは「短期里親名簿」と、「第六条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第六条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第十七条において準用する第八条」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「第十七条において準用する第十条第一号中「前条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第七条」と、第十一条中「第八条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第八条第一項」と、「第七条」とあるのは「第十七条において準用する第七条」と、「前条」とあるのは「第十七条において準用する第十条」と読み替えるものとする。

第五章 専門里親

(定義)

第十八条 専門里親は、二年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養

育する里親とする。

(要件)

第十九条 専門里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 第八条第一項の規定により養育里親名簿に登録されている者であつて、三年以上の養育の経験を有するものであること。

イ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。

ウ 都道府県知事がア及びイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

二 厚生労働大臣が定める研修（以下「専門里親研修」という。）の課程を修了したこと。

三 心身ともに健全であること。

四 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

五 委託された児童の養育に専念できること。

六 経済的に困窮していないこと。

七 子の養育に関し虐待等の問題を起こしたことがないこと。

八 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

（準用）

第二十条 第五条から第十二条までの規定は、専門里親について準用する。この場合において、第五条中「養育里親希望者という。」は「専門里親希望者という。」は、専門里親研修の修了後二年以内に」と、第六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第五条第一項」と、第七条第一号中「第四条各号」とあるのは「第二十条において準用する第四条各号」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第二十条において準用する第十二条」と、第八条第二項中「養育里親名簿」とあるのは「専門里親名簿」と、「第六条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第六条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第二十条において準用する第八条」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十条において準用する第八条第二項」と、第十条第一号中「前条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第九条第一項」と、同条第二号中「第七条」とあるのは「第二十条において

4 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「里親又は」を削る。

○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第一項の規定に基づき、里親の行う養育に関する最低基準を次のように定める。

平成十四年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

里親の行う養育に関する最低基準（案）

（この省令の趣旨）

第一条 児童福祉法（以下「法」という。）第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う養育についての最低基準（以下「最低基準」という。）は、この省令の定めるところによる。

（最低基準の向上）

第二条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第四項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審

議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する里親に対し、最低基準を超えて、その養育の内容を向上させるように指導又は助言をすることができ。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と里親）

第三条 里親は、最低基準を超えて、常に、その養育の内容を向上させるように努めなければならない。

（里親の行う養育の一般原則）

第四条 里親の行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

2 里親は、前項の養育を効果的に行うため、都道府県（指定都市を含む。）が行う研修を受け、その資質

の向上を図るよう努めなければならない。

(委託された児童に対する虐待の禁止)

第五条 里親は、委託されている児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をしてはならない。

(児童を平等に養育する原則)

第六条 里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によつて、差別的な養育をしてはならない。

(児童を就学させる義務)

第七条 里親は、義務教育終了前の児童については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき就学させなければならない。

(委託児童の年齢)

第八条 里親が養育する委託児童の年齢は、十八歳未満とする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が当該委託

児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該委託児童が満二十歳に達する日までの間、養育を継続することができる。

(健康管理等)

第九条 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 委託児童への食事の提供は、委託児童の栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

(衛生管理)

第十条 里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(養育計画の遵守)

第十一条 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びに委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する養育計画に従って、当該委託児童の養育を行わなければならない。

(秘密保持)

第十二条 里親は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(記録の整備)

第十三条 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

(苦情への対応)

第十四条 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。

2 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(都道府県知事への報告)

第十五条 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。

一 委託児童の心身の状況

二 委託児童に対する養育の状況

三 その他都道府県知事が必要と認める事項

(関係機関との連携)

第十六条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の通学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

(養育する委託児童の人数の限度)

第十七条 養育里親（里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第 号。以下「認定等省令」という。）第三条に規定する養育里親をいう。以下同じ。）又は短期里親（同令第十六条に規定する短期里親をいう。以下同じ。）が同時に養育する委託児童の人数は、六人から当該養育里親又は短期里親が養育する委託児童以外の児童の人数を控除した人数を超えることができない。

2 専門里親（認定等省令第十八条に規定する専門里親をいう。以下同じ。）が同時に養育する委託児童の人数は、二人を超えることができない。

(委託児童を養育する期間の限度)

第十八条 短期里親が委託児童を養育する期間は、当該委託児童の養育を開始した日から起算して一年を経過する日までの間を超えることができない。

2 専門里親が委託児童を養育する期間は、当該委託児童の養育を開始した日から起算して二年を経過する日までの間を超えることができない。

3 前二項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、前二項に規定する期間を超えて、養育を継続することができる。

(再委託の制限)

第十九条 里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならない。

一 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当と認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、都道府県知事が特にやむを得ない事情があると認めるとき。

(家庭環境の調整への協力)

第二十条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

附 則

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第 号

里親の認定等に関する省令（厚生労働省令第 号）第十九条第二号の規定に基づき、里親の認定等に関する省令第十九条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、公布の日から適用する。

平成十四年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

里親の認定等に関する省令第十九条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（案）
（研修機関）

第一条 里親の認定等に関する省令第十九条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（以下「専門里親研修」という。）は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。）が行う。

（科目）

第二条 専門里親研修の科目は、別表の科目の欄に掲げるすべての科目とする。ただし、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲

別表

系列	科目
<p>養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目</p>	<p>社会福祉概論（講義） 児童福祉論（講義） 地域福祉論（講義） 養育家庭論（講義） 発達臨床心理学（講義） 社会福祉援助技術論（講義） 養護原理（講義） 医学（児童精神医学を含む。）（講義） 児童虐待援助論（講義・演習） 思春期問題援助論（講義・演習） 家族援助論（講義・演習） 専門里親演習（講義・演習）</p>
<p>養育実習</p>	<p>養育実習（実習）</p>